

県本部各部課長 殿  
県下各警察署長

原	議	永	年	保	存
共	00	00	10	31	5年

宮本務第408号  
令和5年3月16日  
宮城県警察本部長

令和5年度宮城県警察組織機構改編に伴う関係通達等の読替えについて（通達）

令和5年度宮城県警察組織機構改編により、交通部運転教育課が同部運転免許課に統合されることに伴い、これまで発出された通達等（施行期日が令和5年3月31日以前のものに限る。）の語句について、下記のとおり読み替えることとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 読替事項

- (1) 「運転教育課」とあるものは、「運転免許課」と読み替えるものとする。
- (2) 「運転教育課長」とあるものは、「運転免許課長」と読み替えるものとする。

2 施行期日

令和5年4月1日